



長野県案内サイン整備指針

3 車両案内編

令和2年6月

目 次

1 本指針の対象	1
2 整備にあたっての基本事項	2
3 地域の特色や景観に配慮した案内サインの設置方法	4
4 目標地点名について	6
資料-1 目標地名（重要地、主要地、一般地（地名、著名地点））	9
資料-2 目標地名（準著名地点）	17
5 外国人にもわかりやすい案内標識への配慮	23

1 本指針の対象

対象

- 国、県、地方公共団体又はこれに準じる団体が、一般通行者の利便に供する目的で長野県管理の国県道に設置する案内サイン
- 国、市町村の管理する道路でもこれに準じることを推奨

本指針の対象は「長野県管理の国県道に設置する案内サイン」であり、国、地方公共団体又はこれに準じる団体が、一般通行者の利便に供する目的で設置するものを対象とします。

なお、案内サインは個々のサインの設置が適切であることも重要であるが、路線として、あるいは道路網として統一的、体系的に整備されないと適正な機能の発揮が望めないことから、国、市町村の管理する道路においてもこれに準じることを推奨しています。

本指針が対象とする道路案内サインの例



2 整備にあたっての基本事項

県管理道路を占有する案内サインを設置する場合には次に定められた種類、様式、設置場所、整備水準、設置方法等に従うこととしています。

- [道路標識、区画線及び道路標示に関する命令](#)（以下「標識令」と言う。）
（電子政府の総合窓口 e-gov）
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=335M50004002003
- [道路標識設置基準](#)
（道路標識設置基準の改正（令和元年 10 月 21 日付け国土交通省プレスリリース））
<http://www.mlit.go.jp/report/press/content/001312809.pdf>
- [長野県 土木事業設計基準](#)
（長野県ホームページ「(設計基準) 長野県土木事業設計基準及び土木構造物標準設計図について」）
<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/documents/6-6fuzoku.pdf>
※赤字はリンク先

また、道路占有基準第55では以下のとおり記載されています。

（参考）長野県道路占有許可基準（抜粋）

（著名地点等の案内板の占有）

第 55 著名地点、準著名地点又は主要地点等の案内板の占有については、国、地方公共団体又はこれに準じる団体が、一般通行者の利便に供する目的で設置するものに限り認めるものとし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 「[道路標識における目標地点名について](#)」(昭和 62 年 5 月 20 日付 62 道維第 93 号 建設事務所長あて土木部長通知) で定める著名地点等を標示できること。
- (2) 前号で定める地点名のほか、次に掲げる公共施設又は公共的施設で不特定多数の人が利用するものに限り表示することができること。
 - ア 駅、バスターミナル、空港、公共駐車場等の交通施設
 - イ 公園、動物園、美術館、図書館、文化会館等の文化施設
 - ウ 名所、旧跡
 - エ 展望台、湖沼、ダム、滝等の観光地
 - オ 官公署（所）、病院、学校等の公共又は公共的施設
 - カ 体育館、運動場等の体育施設
- (3) 案内板の設置場所、設置方法及び表示板・文字の寸法は、「道路標識、区画線及び道

路表示に関する命令」(昭和 35 年 12 月 17 日建設省令第 3 号)、「道路標識における目標地点名について」(昭和 62 年 5 月 20 日付 62 道維第 93 号 建設事務所長あて土木部長通知)及び「道路標識設置基準」(昭和 61 年 11 月 1 日付け建設省都街発第 32 号、建設省道企発第 50 号 長野県知事あて建設省都市局長、道路局長通知)によらなければならないこと。ただし、一又は複数の市町村の区域において、統一的に設置されるものについてはこの限りではない。

f

ただし書の場合、当分の間、建設部長と事前に協議すること。

(4) 構造審査は、材料の強度計算書及び安定計算書の提出を求め、「道路標識設置基準」(昭和 61 年 11 月 1 日付け建設省都街発第 32 号、建設省道企発第 50 号 長野県知事あて建設省都市局長、道路局長通知)及び「長野県土木事業設置基準」に準じ行うこと。

(5) 次に掲げる場所等には、設置してはならない。

ア 信号機、既設の道路標識の効用を阻害する場所及び交差点、曲がり角等見通しを妨げる場所

イ 将来、道路管理者が案内標識を設置する予定の場所

ウ その他道路管理上特に支障を及ぼす場所。ただし、歩行者用の案内標識で、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれがなく、道路利用者の利便が図られる等の場合は、道路が交差し、接続し、又は屈曲する部分に設置することもできる。

(令第 10 条第 1 号ハ)

(注意事項)

既設のもので、形式等がこの基準に適合しないものについては、適合するよう指導すること。

3. 地域の特色や景観に配慮した案内サインの設置方法

各市町村・広域毎の観光振興等の施策として、特に色彩やデザインについて、地域の特色や景観に配慮したものを整備することが考えられます。

こうした整備を行うにあたっては、一又は複数の市町村の区域において、統一的に設置する場合のみ認めており、長野県道路占用許可基準第 55（3）ただし書により対応することとしています。その運用については次のとおりです。

色彩やデザイン等、地域の特色や景観に配慮した案内サインの設置にあたっては、占用許可申請の際に、運用条件を満たす「一又は複数の市町村区域を対象とした『案内サイン整備計画』」を提出してください。

※ここでいう案内サインとは長野県道路占用許可基準 55 の案内版を指します

【運用条件】

長野県道路占用許可基準第 55（3）ただし書に基づく建設部長協議については、次の 8 つの条件を満たしていることが確認できる「一又は複数の市町村区域を対象とした『案内サイン整備計画』」の提出を求めるものとする。

- 1) 案内の対象者、案内の起点・目標地が明確であること。
- 2) 目標地点名は長野県道路占用許可基準第 55（1）もしくは（2）に合致していること。
- 3) 起点から目標地をつなぐ案内経路の選定基準や選定方法が明確に記載され、選定された案内経路が明解かつ最小限であること。
- 4) 案内板の設置場所が「主要な分岐点」「主要な交通拠点」に限定され、明解かつ最小限であり、かつ長野県道路占用許可基準第 55（5）に合致していること。
- 5) 「表示板及び文字の寸法」「書体」「方向表示」について、「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令」（昭和 35 年 12 月 17 日建設省令第 3 号）、「道路標識設置基準」（昭和 61 年 11 月 1 日付け建設省都街発第 32 号、建設省道企発第 50 号 長野県知事あて建設省都市局長、道路局長通知）など一般的な基準と照らし、視認性ならびに判読性を満たしていること。
- 6) 「色彩・デザイン」について、ベース、文字などの別に決定根拠が明確であり、かつ既存標識（民地等に設置される民間広告物を含む）や周辺景観との調和について配慮がなされていること。
- 7) 既存標識（民地等に設置される民間広告物を含む）の設置位置、及び記載内容が確認でき、かつ、一貫性を損なうものについての整理・統合・撤去の計画が確認できること。

8) 計画策定段階において、他道路管理者、関係市町村、観光関係者、地域住民等との合意形成が図られていること。

なお、このほか長野県道路占用許可基準第55(4)の構造審査に必要な材料の強度計算書及び安定計算書の提出は必ず実施するものとする。また、木製標識については、材質の強度が一定でないなど安全性に更なる検討を要する必要があることから、許可しないものとしているため、注意されたい。

また、8)については、道路に設置された案内サインのみならず、民地等へ設置される看板等も含め、地域が一体となって案内のための計画が策定されることが望ましい。

4 目標地点名について

案内サインに使用する目標地点名は、既に定められた「重要地」「主要地」「一般地」ならびに「準著名地点」から選択し使用してください。

目標地点名に追加や変更の必要がある場合は、「長野県道路標識適正化委員会」または「案内標識連絡調整会議」を開催し必要な手続きをとってください。

主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路に明示する目標地は、案内サインを設置する道路の性格、周辺の道路網、目標地の間隔などを考慮して選定するものであり、選定にあたっては、次表に示す条件に合う地名（目標候補地）の中から選定された（資料－１）「表：長野県 目標地名」に記載の目標地を使用することを基本としています。

また、長野県の管理する道路ではこれらのほか、「特に必要と認めた」目標地について、（資料－２）「準著名地点」記載の目標地を、市町村等の占用による案内サインに使用できることとしています。

表：目標地の条件

- | |
|---|
| <p>1 <u>重要地</u>（以下に該当する地名が、目標候補地となる。）</p> <ul style="list-style-type: none">① 県庁所在地。② 政令指定市。③ 地方生活圏の中心都市（一地方生活圏で一つ）。④ 主要幹線道路が相互に交差する結節点を有する市。⑤ 地方生活圏の設定されていない地域にあっては、③に準ずる都市。⑥ 市町村合併後の新市の名称として使用されていない旧市名のうち、①から⑤に準ずるもので、かつ、字名等として残っているもの。 <p>2 <u>主要地</u>（以下に該当する地名が、目標候補地となる。）</p> <ul style="list-style-type: none">① 二次生活圏の中心市、町。② 主要幹線道路が相互に交差する結節点を有する町。③ 主要幹線道路と幹線道路、幹線道路と幹線道路が相互に交差する結節点を有する市、町、村。④ 高速自動車道のインターチェンジ、空港、主要な港湾、鉄道の主要駅などを有する市、町、村。⑤ 大規模な工業基地、流通団地等を有する市、町、村又は施設名。⑥ 市町村合併後の新市町村の名称として使用されていない旧市町村名のうち、①から⑤に準ずるもので、かつ、字名等として残っているもの。⑦ その他、著名な史跡、名勝地等。 |
|---|

3 一般地（以下に該当する地名が、目標候補地となる。）

- ① 重要地、主要地以外の市、町、村。
- ② その他、沿道の著名な地名。

（参考）

(1) 主要幹線道路

主として地方生活圏及び大都市圏内の骨格となるとともに、高速自動車国道を補完して生活圏相互を連絡する道路をいう。

一般に、国道や都市部における主要地方道が該当する。

(2) 幹線道路

地方部にあつては、主として地方生活圏内の二次生活圏の骨格となるとともに、主要幹線道路を補完して、二次生活圏相互を連絡する道路をいう。

都市部にあつては、その骨格及び近隣住区の外郭となる道路をいう。

一般に、主要地方道や一般県道などの県管理道路が該当する。

(3) 補助幹線道路

地方部にあつては、主として地方生活圏内の一次生活圏の骨格となるとともに幹線道路を補完し、一次生活圏相互を連絡する道路をいう。

都市部にあつては近隣住区内の幹線となる道路をいう。

一般に、一般県道や幹線となる市町村道が該当する。

注）ここで用いた地方生活圏、一次生活圏及び二次生活圏については、以下のような構成を標準とする。

一次生活圏……役場、診療所、集会所、小中学校等基礎的な公共公益的施設を中心部に持ち、それらのサービスが及ぶ地域。圏域範囲は半径4～6km程度。

二次生活圏……高度の買い物ができる商店街、専門医をもつ病院、高等学校等を中心部に持ち、いくつかの一次生活圏から構成される地域。圏域範囲は半径6～10km程度。

地方生活圏……総合病院、各種学校、中央市場等の広域利用施設を中心部に持ち、いくつかの二次生活圏から構成される地域。圏域範囲は半径20～30km程度。

(目標地の追加・変更等について)

重要地及び主要地、一般地について、市町村合併や施設建設などにより変更する必要が生じた場合は、次の手続きを経て調整することとされています。

- ① 重要地及び主要地を変更する場合には、「長野県道路標識適正化委員会」を開催し、利用者の混乱を招かないよう関係者間で十分な調整を行うこととする。(事務局：国土交通省関東地方整備局長野国道事務所)
- ② 検討にあたっては、一般の方の意見を広く聴くなどの方法をとることとする。また、必要に応じ、学識経験者の意見も聴くこととする。
- ③ 地方整備局等において、県における連絡及び調整の結果を受け、必要に応じて都道府県間及び地方整備局間においても必要な連絡及び調整を行うこととする。
- ④ 変更した結果については、一般の方に十分周知することとする。

参考：案内標識の表示地名に関する基準(案)の改訂について 平成 17 年 8 月 25 日 国都街第 28 号 国道企第 20 号

また、市町村等が県管理道路へ道路占用などにより案内標識を設置する際等において、準著名地点の追加の必要がある場合は、案内標識連絡調整会議を経ることを位置付けている、「道路標識における目標地点名について」の事務処理について(昭和 63 年 8 月 26 日付 63 観第 93 号)によるものとしてください。

さらに、準著名地点に位置付けられた施設等の名称変更や廃止などにより、更新・削除が必要な場合についても、案内標識連絡調整会議を通じ、占用物件の更新・撤去と合わせ、準著名地点名の更新・削除を行ってください。

(資料-1)

表：長野県 目標地名

基準地	重要地	主要地	
Nagano 長野	Iida 飯田	Iiyama 飯山	Nagiso 南木曾
Matsumoto 松本	Ueda 上田	Ina 伊那	Nozawaonsen 野沢温泉
	Komoro 小諸	Okaya 岡谷	Hakuba 白馬
	Shiojiri 塩尻	Omachi 大町	Fujimi 富士見
	Suwa 諏訪	Karuizawa 軽井沢	Azumino 安曇野
	Nagano 長野	Kamikochi 上高地	Sugadaira 菅平
	Matsumoto 松本	Kisomachi 木曾町	Shirakabako 白樺湖
		Komagane 駒ヶ根	Tatsuno 辰野
		Chikuma 千曲	Tomi 東御
		Saku 佐久	
		Shinshushinmachi 信州新町	
		Shinanomachi 信濃町	
		Shigakogen 志賀高原	
		Suzaka 須坂	
		Chino 茅野	
		Nakano 中野	

一般地（地名）					
Aoki	Agematsu	Asashina	Hotaka	Hiraya	Horigane
青木	上松	浅科	穂高	平谷	堀金
Asahi	Azusagawa	Azumi	Honjo	Matsukawamura	
朝日	梓川	安曇	本城	松川村	
Achi	Anan		Matsushiro	Maruko	Matsukawa
阿智	阿南		松代	丸子	松川
Iijima	Ikusaka	Ikeda	Misato	Minamiaiki	Miasa
飯島	生坂	池田	三郷	南相木	美麻
Urugi	Usuda	Okuwa	Minamiminowa	Minamimaki	
売木	臼田	大桑	南箕輪	南牧	
Oshika	Otaki	Omi	Miyota	Minamishinano	
大鹿	王滝	麻績	御代田	南信濃	
Ogawa	Obuse	Ooka	Mitake	Minowa	Miyata
小川	小布施	大岡	三岳	箕輪	宮田
Otari	Kaida	Kamiyamada	Mure	Mochizuki	
小谷	開田	上山田	牟礼	望月	
Kamisato	Kamimura	kawakami	Yamaguchi	Yamanouchi	Yasaka
上郷	上村	川上	山口	山ノ内	八坂
Senaiji	Shinonoi	Takato	Yasuoka	Yachiho	Yamagata
清内路	篠ノ井	高遠	泰阜	八千穂	山形
Takagi	Takamori	Tateshina	Wakaho	Kawanakajima	
喬木	高森	立科	若穂	川中島	
Takayama	Takeshi	Togura			
高山	武石	戸倉			
Tenryu		Toyota			
天龍		豊田			
Toyooka	Toyoshina	Togakushi			
豊丘	豊科	戸隠			
Nakagawa	Nakajo	Nagato			
中川	中条	長門			
Nagawa	Namiai	Neba			
奈川	浪合	根羽			
Hata	Narakawa				
波田	檜川				
Haramura	Hiyoshi	Hase			
原村	日義	長谷			
Kijimadaira	Kiso	Kinasa			
木島平	木祖	鬼無里			
Kitaaiki					
北相木					
Koumi	Sakai	Sakaki			
小海	坂井	坂城			
Sakaemura	Sakakita	Sakumachi			
栄村	坂北	佐久町			
Sanada	Samizu	Shiga			
真田	三水	四賀			
Shimojo	Shimosuwa				
下条	下諏訪				

一般地（著名地点）		
Nobeyama Heights	Kaikoen Park	Komagane Heights
野辺山高原	懐古園	駒ヶ根高原
Takamine Heights	Shiraitonotaki	Odaira Heights
高峰高原	白糸の滝	大平高原
Kyukaruizawa	Lake Megami	Kiso-koma Heights
旧軽井沢	女神湖	木曾駒高原
Shirakaba Heights	Ueda Castle	Tsumagojuku
白樺高原	上田城跡	妻籠宿
Bessho Onsen	Shinano-Kokubunji Temple	Matsumoto Castle
別所温泉	信濃国分寺	松本城
Maruko Onsenkyo	Kita-Shirakaba Heights	Utsukushigahara Onsen
丸子温泉郷	北白樺高原	美ヶ原温泉郷
Yunomaru Heights	Utsukushigahara Heights	Asama Onsen
湯の丸高原	美ヶ原高原	浅間温泉
Takabocchi Heights	Mt. Hachibuse	Hotaka Onsen
高ボッチ高原	鉢伏山	穂高温泉郷
Lake Suwa	Kamisawa Onsen	Shirahone Onsen
諏訪湖	上諏訪温泉	白骨温泉
Kirigamine Heights	Suwa-taisha Shrine Kamisha	Lake Aoki
霧ヶ峰高原	諏訪大社上社	青木湖
Tateshina Heights	Kurumayama Heights	Lake Kizaki
蓼科高原	車山高原	木崎湖
Shimosuwa Onsen	Suwa-taisha Shrine Shimosha	Mt. Hakuba
下諏訪温泉	諏訪大社下社	白馬山麓
Yashima Heights	Fujimi Heights	Otari Heights
八島高原	富士見高原	小谷高原
Yatsugatake Heights	Kawanakajima Old Battlefield	
八ヶ岳中央高原	川中島古戦場	
Mt. Komagatake	Iizuna Heights	
中央アルプス駒ヶ岳	飯綱高原	
Kozenji Temple	The Site of Takato Castle	Takemizuwake Shrine
光前寺	高遠城址	武水別神社

※地点名表記については、一般地図との整合性確保の観点から、国土地理院等と調整中であり、今後変更することがあります

一般地（著名地点）		
Tenryukyo 天竜峡	Anzunosato・Mori あんずの里・森	Togura-Kamiyamada Onsen 戸倉上山田温泉
Hirugami Onsen 昼神温泉	Minamishiga Onsen 南志賀温泉郷	Lake Nojiri 野尻湖
Nezamenotoko 寢覚の床	Kurohime Heights 黒姫高原	Iizuna-Higashi Heights 飯綱東高原
Magomejuku 馬籠宿	Togakushi Heights 戸隠高原	Yudanaka, Shibu Onsen 湯田中、渋温泉
	Madarao Heights 斑尾高原	
Hijiri Heights 聖高原		
Norikura Heights 乗鞍高原		
Omachi Onsen 大町温泉郷		
Kurobe Dam 黒部ダム		
Mt. Happoone 八方尾根		
Tsugaike Heights 拇池高原		
Zenkoji Temple 善光寺		
Minenohara Heights 峰の原高原		
交通施設	・・・・ 駅、空港、I. C	
文化施設	・・・・ 県立以上の公園、図書館、博物館、文化会館、道の駅等	
その他の公共施設	・・・・ 官公庁、公立以上の病院、長大橋、400m以上のトンネル	

※地点名表記については、一般地図との整合性確保の観点から、国土地理院等と調整中であり、今後変更することがあります

(参考)

62道維第93号
昭和62年5月20日

関係各課
建設事務所 } 長 殿
地方事務所 }

土木部長
商工部長

道路標識における目標地点名について

今般、昭和61年10月25日付けで道路標識・区画線及び道路表示に関する命令の一部改正が公布されました。今回の改正は表示の内容の見直し、国連標識の採用等による道路交通事情の変化に即応することを主目的にしたものであります。

つきましては、観光地を多く抱える本県としましても、これを契機に道路利用者により分かりやすく、一貫性を保つ道路案内標識の整備基準を下記により定め、昭和62年6月1日から適用することとしたので、案内標識設置に遺憾のないようにしてください。

また、地方事務所にあつては市町村へこの旨周知方願います。

記

1 目標地名の使用区分

基準地から著名地点まで・・・道路管理者、市町村長等の自営工事によるもの
準著名地点・・・市町村長等の占用によるもの

2 著名地点及び準著名地点の標識設置上の留意事項

1) 標識の型式

著名地点名・・・主として著名地点標識(114系)とするが、特に必要があれば大型指示標識(105系、108系)とすることができる。

準著名地点名・・・著名地点標識(114系)のみとする。

2) 設置位置

著名地点標識(114系)・・・著名地点及び著名地点への直近の分岐点
大型指示標識(105系、108系)・・・著名地点への分岐点 但し、以下の点に注意すること。

- イ) 直進方向には、原則として表示しないこと。
- ロ) 左右の表示で表示可能な著名地点数は、それぞれ1地名までとすること。
- ハ) 目標地の採用にあたっては、経路案内(市町村名以上の名称)を優先し、著名地点名は二次的な扱いとすること。

準著名地点の標識設置位置については、系統的な案内標識を整備するため、道路管理者の設置する標識に支障とならないように、既設及び新規計画を含めて十分に検討すること。

国道工事事務所
地方事務所
建設事務所

} 長 殿

商工部長
土木部長

「道路標識における目標地点名について」の事務処理について（通知）

道路標識の設置にあたっては、道路利用者によりわかりやすく、一貫性を保つため、「道路標識における目標地点名について」（昭和 62 年 5 月 20 日付け道維第 93 号）により事務処理を願っておりますが、同通知資料-2（準著名地点）の 3 「その他特に必要と認めたもの」により新たに準著名地点を追加する場合には、下記により事務処理を願います。

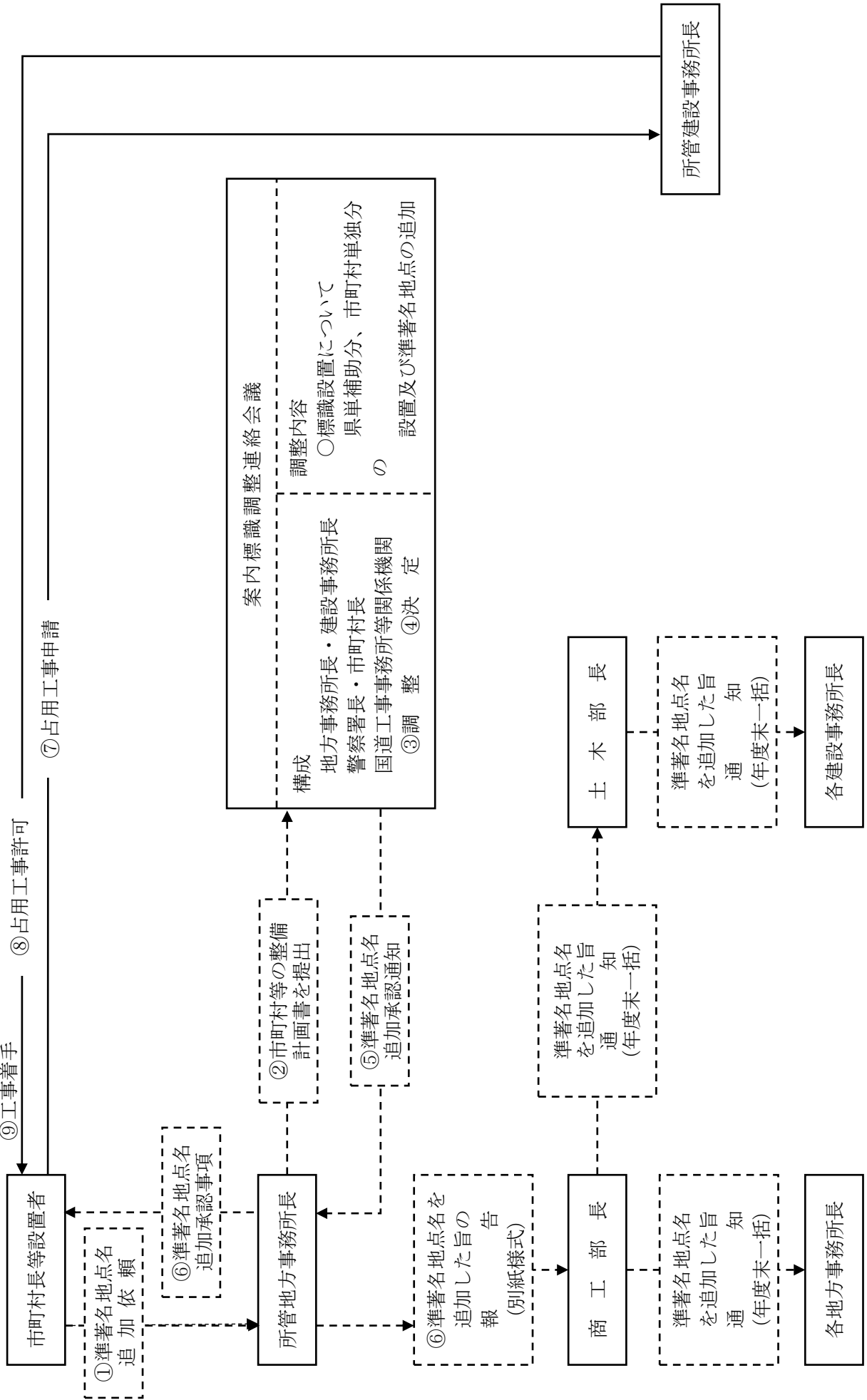
なお、道路標識以外のもの、いわゆる看板の類の設置については、従来の占用許可の手続きとなりますので申し添えます。

また、地方事務所にあつては、市町村へこの旨周知方願います。

記

- 1 「その他特に必要と認めたもの」により準著名地点を追加する場合
 - (1) 決 定 案内標識調整連絡会議において必要と認めた場合とする。
 - (2) 決定上の留意事項
 - ア 一季型の観光地でなく年間を通じた観光地であること。
 - イ 従来の観光地名と類似したまぎらわしい地名でないこと。
 - ウ 市町村の観光振興が図れるものであること。
 - (3) 事務手順 別紙のとおり

「道路標識における目標地点名について」資料-2（準著名地点）の3「その他必要と認められたもの」により準著名地点を追加する場合の事務手順



* 数字は手順を示す。⑦、⑧、⑨は公示する場合の手順を示す。

元山観第 182 号
令和 2 年（2020 年）3 月 25 日

建設部長様

観光部長

準著名地点の現況確認の結果について（通知）

「道路標識における目標地点名について」（昭和 62 年 5 月 20 日付道維第 93 号）に係る資料-2 の準著名地点名について、わかりやすい案内標識整備推進の観点から調査したところ、別紙のとおり現状を確認したので通知します。

なお、確認した準著名地点については、平成 30 年 11 月 8 日開催の第 16 回「県と市町村との協議の場」において確認された、県と市町村が一体となって進める観光の視点でのわかりやすい案内標識整備推進に資するため、令和 2 年 3 月改訂予定の「長野県案内標識整備指針」（建設部）の車両編内において公表することを申し添えます。

(資料-2)

市町村名	準著名地点
小諸市	浅間山、布引観音、菱野薬師温泉、棚温泉、高峰温泉、あぐりの湯こもろ、飯綱山公園
佐久市	佐久高原、洞源湖、貞祥寺、鼻顔稻荷神社、内山峡、家畜改良センター茨城牧場長野支場、内山牧場、仙祿湖、小田井宿、初谷温泉、美笹高原、コスモス街道、ぴんころ地蔵、平尾山公園、佐久平スマートIC
佐久市 (臼田町)	田口峠、龍岡城跡五稜郭、狭岩峡、稻荷山公園、臼田宇宙空間観測所
佐久市 (望月町)	大河原峠、春日温泉、望月高原、望月宿、茂田井宿、布施温泉
佐久市 (浅科村)	穂の香乃湯、塩名田宿、八幡宿
佐久穂町	十石峠、古谷溪谷、八千穂高原、双子池、白駒池、八千穂高原自然園、駒出池、八千穂レイク、麦草峠
小海町	松原湖、稲子湯、白駒池、松原湖高原
川上村	廻り目平、川上郷、梓湖、金峰溪谷
南牧村	海ノ口温泉、海ノ口城跡、飯盛山
南相木村	立原高原
軽井沢町	碓氷峠、雲場池、浅間山、軽井沢野鳥の森、南軽井沢、中軽井沢、千ヶ滝、塩沢湖、信濃追分
御代田町	真楽寺、雪窓湖
立科町	蓼科牧場、蓼科山、蓼科御泉水自然園、芦田宿、陣内森林公園、しらかば2in1 スキー場、白樺高原国際スキー場
上田市	北向観音、信州の鎌倉・塩田平、須川湖、室賀温泉ささらの湯、無言館、龍光院、塩田の郷マレットゴルフ場、
上田市 (丸子町)	霊泉寺温泉、大塩温泉、鹿教湯温泉、宝蔵寺、龍福寺、クアハウスかけゆ、信州国際音楽村、農産物直売所あさつゆ
上田市 (真田町)	角間温泉、菅平牧場、ダボスの丘、真田氏本城跡、千古温泉、信綱寺、長谷寺、角間溪谷、唐沢の滝、あずまや温泉、御屋敷公園、菅平高原スポーツランド「サニアパーク菅平」、傍陽ふるさと公園、真田氏歴史館、真田氏館跡、ゆきむら夢工房、山家神社
上田市 (武石村)	岳の湯温泉、美しの国、妙見寺、
東御市	海野宿、雷電為右衛門の里、奈良原温泉、百体観音、湯楽里館

市町村名	準著名地点
長和町 (長門町)	中山道笠取峠、長門牧場、美し松高原、長久保宿、学者村、姫木平ペンション村、エコーバレー、ブランシュたかやま、黒耀石体験ミュージアム
長和町 (和田村)	和田宿、和田峠、扉峠、和田宿温泉ふれあいの湯
青木村	田沢温泉、杳掛温泉、修那羅石仏
岡谷市	塩嶺御野立高原、鳥居平やまびこ公園、花岡公園、鶴峯公園、早出公園、きぬのふるさと～岡谷絹工房～、岡谷湖畔公園
諏訪市	阿弥陀寺、石立展望公園、高島城、温泉寺、森林体験学習館、蓼の海公園、諏訪中央公園、諏訪市湖畔公園、諏訪湖ヨットハーバー、諏訪湖スタジアム、諏訪湖間欠泉センター、SUWA ガラスの里、片倉館
茅野市	奥蓼科温泉、茅野市尖石縄文考古館、ピラタス蓼科ロープウェイ、蓼科湖、蓼科中央高原、横谷溪谷、麦草峠、美濃戸口、木杖突峠、茅野市運動公園
下諏訪町	和田峠、万治の石仏、水月公園、いずみ湖公園
富士見町	入笠山、釜無溪谷、富士見パノラマスキー場、富士見高原リゾート、富士見高原、ペンションビレッジ、富士見高原創造の森、立場川キャンプ場
原 村	八ヶ岳自然文化園、八ヶ岳農場、原村八ヶ岳温泉もみの湯、原村ペンションビレッジ
伊那市	権兵衛峠、羽広、仲仙寺、伊那公園、春日城跡公園、みはらしファーム、羽広温泉みはらしの湯、鳩吹公園、小黒川溪谷キャンプ場
伊那市 (高遠町)	入笠山、山室鉱泉、千代田湖、絵島の囲屋敷
伊那市 (長谷村)	鹿嶺高原、美和湖、小瀬戸鉱泉、三峰川溪谷
駒ヶ根市	
辰野町	枝垂栗自生地、横川峡、ホテルの里松尾峡、荒神山スポーツ公園、小野宿、しだれ栗林公園、辰野ほたる童話公園
箕輪町	萱野高原、長田温泉、信州伊那梅苑、みのわ温泉、ながたの湯、ながた荘、ながた自然公園
飯島町	千人塚、与田切溪谷、シオジ平自然園
南箕輪村	大芝高原、権兵衛峠、沢尻不動尊、大芝高原温泉、大芝の湯
中川村	陣馬形山、小渋峡
宮田村	伊那峡、宮田高原、中央アルプス駒ヶ岳

市町村名	準著名地点
飯田市	妙琴公園、りんご並木、飯田城址、名水猿庫の泉、元善光寺、飯田高原、万古溪谷、野底山森林公園、黒田人形舞台、大平宿、かざこし子どもの森公園、かわらんべ天竜川総合学習館
飯田市 (上 村)	しらびそ高原、大平高原、下栗の里
飯田市 (南信濃村)	遠山郷
松川町	松川高原、台城公園、信州松川温泉 清流苑
高森町	不動滝、信州たかもり温泉 湯ヶ洞・御大の館、町民研修センター 森の家
阿南町	新野高原
阿智村	富士見台高原、東山道・園原の里、長岳寺
阿智村 (清内路村)	清内路高原、ふるさと村自然園
阿智村 (浪合村)	治部坂高原、あららぎ高原、もみじ平、満蒙開拓平和記念館
平谷村	平谷高原、ひまわりの湯、平谷湖
根羽村	茶臼山高原、丸山高原、茶臼山高原青少年旅行村、ネバーランド
下條村	親田高原、秋桜の湯、リフレッシュパーク下條
売木村	茶臼山高原、売木自然休養村、記念休養林、丸畑溪谷、うるぎ温泉 こまどりの湯
天龍村	和知野川キャンプ場、天龍温泉おきよめの湯、大河内森林公園
泰阜村	万古溪谷
喬木村	矢筈公園、阿島大藤
豊丘村	泉竜院、三色藤、松茸の里堀越、豊丘村交流センター だいち、野田平キャンプ場、鬼面山登山道入口、新九郎の滝、明神淵、福島てっぺん公園
大鹿村	鹿塩温泉、信濃宮神社、小渋峡、大池高原、三伏峠登山道入口、小渋温泉
木曾町 (日義村)	徳音寺、巴ヶ淵、林昌寺、南宮神社、山吹山、旗拳八幡宮
木曾町 (開田村)	開田高原、御岳山
木曾町 (三岳村)	御岳山
木祖村	やぶはら高原、鳥居峠、藪原宿
王滝村	御岳高原、御岳山、牧尾ダム、滝越、田の原天然高原

市町村名	準 著 名 地 点
大桑村	定勝寺、鹿ノ湯、阿寺溪谷、伊奈川溪谷、須原宿、のぞきど高原、野尻宿
松本市	崖の湯温泉、美鈴湖、三城牧場、扉温泉、玄向寺、アルプス公園、新浅間温泉、入山辺温泉、美ヶ原高原アルプスの展望台、思い出の丘、天狗の露地、王ヶ頭・王ヶ鼻、ビーナスライン、三城いこいの広場、牛伏寺
松本市 (波田町)	黒川溪谷、盛泉寺、日本アルプスサラダ街道
松本市 (四賀村)	長安寺
松本市 (奈川村)	奈川温泉、奈川渡ダム、野麦峠、奈川高原木曾路原、新奈川温泉、信州野麦峠スキー場
松本市 (安曇村)	一の瀬園地、坂巻温泉、中の湯、さわんど温泉
松本市 (梓川村)	日本アルプスサラダ街道
塩尻市	平出遺跡、みどり湖、本山宿、郷原宿、塩嶺高原、日本アルプスサラダ街道、信州塩尻農業公園チロルの森、いこいの森・地球の宝石箱、みどり湖温泉
塩尻市 (檜川村)	奈良井宿、贄川関所、木曾平沢、鳥居峠
安曇野市 (明科町)	安曇野アートライン
安曇野市 (豊科町)	安曇野の里、わさび田湧水群憩いの池、犀川白鳥湖、あづみ野ガラス工房、安曇野アートライン
安曇野市 (穂高町)	中房温泉、碌山美術館、有明山神社、穂高神社、鐘のなる丘集会所、満願寺つつじ公園、大王わさび農場、安曇野アートライン
安曇野市 (三郷村)	室山アグリパーク、三郷スカイライン展望台、冷沢登山口、日本アルプスサラダ街道
安曇野市 (堀金村)	須砂渡、須砂渡溪谷いこいの森、蝶ヶ岳温泉ほりて〜ゆ〜四季の郷
筑北村 (本城村)	関昌寺
筑北村 (坂北村)	差切峡
筑北村 (坂井村)	冠着山、修那羅峠、岩井堂
麻績村	麻績宿、法善寺、宗善寺
生坂村	山清路
山形村	清水高原、清水寺、日本アルプスサラダ街道
朝日村	日本アルプスサラダ街道

市町村名	準 著 名 地 点
大町市	鹿島槍黒沢高原、中綱湖、中山高原、高瀬渓谷、高瀬ダム、葛温泉、爺ガ岳スキー場、森城址、塩の道、鹿島槍スキー場、大沢禅寺、扇沢・大町アルペンライン、小熊山トレッキングコース、ゆ〜ふる木崎湖、木崎湖温泉、日向山高原、劇団四季記念館、大谷原、霊松寺、安曇野アートライン、アルプス搗精工場、流鏝馬会館、ラ・カスタ ナチュラルヒーリングガーデン、
大町市 (八坂村)	鷹狩山、唐花見湿原、明日香荘、大姥山、情報コミュニティセンター「アキツ」・「体験館」
大町市 (美麻村)	新行高原、ぼかぼかランド美麻、静の桜公園、ふたえ市民農園、おおしお市民農園、麻の館
池田町	大峰高原、池田町ハーブセンター、東山夢の郷公園、あづみ野池田クラフトパーク、安曇野アートライン
松川村	天然ラドン温泉すずむし荘、馬羅尾高原清流の森、セピア安曇野、安曇野アートライン
白馬村	白馬五竜・いいもり、長谷寺、白馬グリーンスポーツの森・白馬村歴史民俗資料館、白馬岩岳、白馬さのさか、観音原、白馬岳・猿倉、貞麟寺、白馬ジャンプ競技場、白馬八方尾根、黒菱平、姫川源流自然探勝園・親海湿原、Hakuba47、白馬クロスカントリー競技場(スノーハーブ)、大出の吊り橋、落倉自然園、五竜岳・五竜かたくり苑、ウイング21(白馬村社会体育館複合施設)、安曇野アートライン、白馬龍神温泉、白馬五竜、歴史的古民家庄屋まるはち
小谷村	小谷温泉、姫川温泉、柵池自然園、千国街道牛方宿、親の原百体観音、来馬温泉、奉納温泉、下里瀬温泉、白馬乗鞍温泉スキー場、白馬コルチナ国際スキー場、柵池パノラマウエイ、おたり名産館、雨飾高原キャンプ場、千国の庄史料館、小谷村健康増進施設「S」ウエルネスクラブ小谷
長野市	真田邸、松代温泉、典厩寺、西明寺、大座法師池、恐竜公園、茶臼山動物園、風雲庵、桑台院、清滝観音堂、無常院、長谷寺、岡田観音堂、豊野温泉りんごの湯、聖山高原、越水ヶ原、戸隠森林植物園、戸隠牧場、戸隠奥社、戸隠中社、戸隠宝光社、戸隠キャンプ場、戸隠スキー場、鏡池、奥裾花渓谷、戸隠西高原、奥裾花自然園、木曾殿アブキ
長野市 (信州新町)	琅鶴湖、小花見高原、柳久保池、信州新町青年旅行村、不動温泉、磨崖仏
長野市 (中条村)	正法寺、広福寺
須坂市	須坂温泉、臥竜公園、五味池破風高原、米子大瀑布、仙仁温泉、養堂、高頭寺、ふれあい健康センター「湯っ蔵んど」
千曲市	姨捨(田毎の月)、千曲高原、竹尾妙音寺、長楽寺、大雲寺、開眼寺、城山公園、万葉公園、上山田温泉、新戸倉温泉、戸倉温泉
小布施町	北斎館、岩松院
高山村	雷滝、松川渓谷温泉、山田温泉、五色温泉、七味温泉、奥山田温泉、蕨温泉、信州高山森林スポーツ公園 YOU 遊ランド、チャオルの森、歴史公園信州高山一茶ゆかりの里、子安温泉

市町村名	準著名地点
信濃町	黒姫童話館、一茶記念館、史跡小林一茶旧宅、野尻湖ナウマンゾウ博物館、ナウマンゾウ発掘地
飯綱町 (牟礼村)	飯綱東高原、丹霞郷
飯綱町 (三水村)	
小川村	西照寺、高山寺
中野市	高社山、東山公園、浜津ヶ池公園、牧の入高原、鴨ヶ嶽城跡、壁田城跡公園、一本木公園、北信濃ふるさとの森文化公園、高梨館跡公園、信州中野観光センター、間山温泉公園、長嶺温泉
中野市 (豊田村)	斑尾高原「まだらおの湯」、温泉公園「もみじ荘」
飯山市	信濃平、北竜湖、戸狩温泉、戸狩とん平高原、菩提院、なべくら高原、菜の花公園、斑尾高原スキー場、サンパティックスキー場、戸狩温泉スキー場
山ノ内町	地獄谷野猿公苑、奥志賀高原、北志賀高原、高社山、湯田中温泉、新湯田中温泉、星川温泉、穂波温泉、角間温泉、安代温泉、渋温泉、上林温泉、地獄谷温泉、サンバレー、琵琶池、丸池、蓮池、熊の湯温泉、ジャイアントスキー場、木戸池、平床、陽坂、渋峠、硯川、発哺温泉、ブナ平スキー場、高天ヶ原、一の瀬、焼額山、よませ温泉スキー場、X-J AM高井富士、小丸山スキー場、竜王スキーパーク、白沢の滝、平和の丘公園、東館山高山植物園、石の湯、笠ヶ岳、潤満滝、志賀山温泉、竜王ロープウェイ、西館山スキー場、東館山スキー場、寺小屋スキー場
木島平村	カヤノ平高原、馬曲温泉、木島平スキー場、ケヤキの森公園、やまびこの丘公園、龍興寺清水、木島平村観光交流センター、道の駅 FARM'S 木島平
野沢温泉村	健命寺、麻釜、上ノ平高原、つつじ山公園、北竜湖、野沢温泉スパリーナ、野沢温泉スキー場
栄村	小赤沢温泉、秋山郷、野々海池、屋敷温泉、切明温泉、和山温泉、さかえ倶楽部スキー場、中条温泉、北野天満温泉

以上に掲げるものの外、下記に掲げるもの

- 1 文化財保護法及び文化財保護条例等により指定されているもので観光客が見学可能なもの。
- 2 文化施設等のうち著名地点に掲げることができないもので観光客に対し積極的に開放しているもの。
- 3 その他特に必要と認めたもの。

5. 外国人にもわかりやすい案内標識への配慮

長野県を訪れ宿泊する外国人は、平成30年には約120万人（対前年度比18.8%）と、この20年間で約25倍と、大幅に増加しています。

（資料：平成30年外国人延宿泊者数調査結果 長野県観光部）

今後、更に増加が想定される訪日外国人旅行者をはじめとする様々な来訪者にとって、更に道路標識がわかりやすいものとなるよう、標識を設置する場合には、次の改善・配慮を行う必要があります。



わかりやすい案内標識の整備にあたっては、次の事項に配慮してください

- 英語表記（共通編参照）
- ピクトグラム、反転文字の活用
- 通称名（道路愛称名）標記

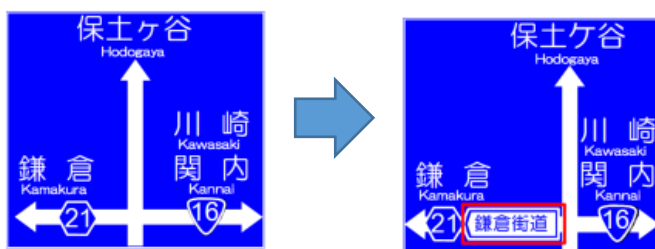
- 英語表記（音や意味がわかりにくい標記から、意味を表す標記へ）



- ピクトグラム、反転文字の活用



- 通称名（道路愛称名）標記



（出展：平成28年関東地方整備局記者発表資料）

なお、地点名標示板（交通信号機に添加された案内標識114の2-A、B）についても、道路利用者にとって現在地の確認や旅行の道標として極めて有用であるばかりではなく、交通管理者が推進すべき交通情報の収集・分析・提供に不可欠な施設であることから、「地点名標示板（案内標識）の整備について」（平成14年11月18日付け交規発340号）を踏まえ、改善・配慮を行ってください。

長野県土木部長 殿

長野県警察本部
交通部長

地点名標示板(案内標識)の整備について

交通安全施設等の整備につきましては、平素からご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、見出しの地点名標示板(交通信号機に添加された案内標識 114 の2-A、B)の設置につきましては、逐次整備いただいておりますが、近年、ITS化の進展、カーナビの急速な普及等道路交通環境が大きく変化している中で、多くのドライバーに適時・適切な情報を提供することが求められております。

このことから、道路管理者が交通信号機に設置している「地点名標示板」は、道路利用者にとって現在地の確認や旅行の道標として極めて有用であるばかりではなく、交通管理者が推進すべき交通情報の収集・分析・提供に不可欠な施設であることから、次期交通安全施設等整備五箇年計画に盛り込んでいただく等、引き続き整備促進していただきたくお願い申し上げます。

記

1 設置等が必要な交差点

(1) 新設が必要な交差点

基本的には、新設信号交差点を含め全ての信号交差点に設置することが望ましいと考えておりますが、これが困難な場合は、

ア 主要幹線道路は全ての信号交差点

イ 観光地道路は、主要路線にある全ての信号交差点

ウ その他の道路は、地域の代表地点及び迷い交通が生じやすい交差点

(2) 改良等整備を要望する交差点

ア ローマ字併記がされていない場所

イ 地元以外の方が判読することが困難な場所

ウ ダブル灯器が設置されている場所

エ 老朽化が著しく脱落等の危険がある場所

2 標示板の設置方法等

標示板の設置場所、方法等につきましては各警察署と協議して推進していただくようお願いいたします。

なお、具体的には、交通規制課から各署に対し、「市町村名、地点名の表示とローマ字の併用」、「難解な地点名はひらがなの併記」等の指導をしておりますが、別添1、2の資料を参考にして設置していただくようお願いいたします。

(別添1、2については省略)

長野県 建設部

道路管理課

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL: 026-235-7301 FAX: 026-235-7369

E-mail: michikanri@pref.nagano.lg.jp